

# 令和8年度 石田中学校いじめ防止基本

## 第1章：基本理念といじめの定義

### 1. いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

### 2. 本校の基本方針

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得る。この事実を踏まえ、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が組織的に取り組むことが重要である。

未然防止の基本は、生徒が友人や教職員との信頼関係の中で安全・安心に学校生活を送り、規範意識を身に付け、授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくり・集団づくり・学校づくりを進めることである。

こうした取組を通して、生徒に集団の一員としての自覚と自信が生まれ、互いを認め合う人間関係と支持的な学校風土が形成されることが期待される。

また、未然防止の取組の成果については、生徒の行動の様子やアンケート調査、欠席状況等を通して検証し、改善点や新たな取組を定期的に検討するなど、PDCAサイクルに基づいた継続的な取組を行う。

### 3. 学校の実践

- (1) 学校教育目標  
自ら学び（知）、感性豊かな（徳）心身共に健康な生徒（体）
- (2) 校訓  
かしこく やさしく たくましく
- (3) めざす学校像
  - 学校が楽しく通わせたい学校
  - 安全・安心で信頼させる学校
  - 生徒の自己肯定感を高めることができる場がある学校
  - 生徒、保護者、地域、教職員が誇れる学校
- (4) めざす生徒像
  - 自ら進んで学び確かな学力が身に付いている生徒
  - 思いやりの心を持つ生徒
  - 健康管理及び体力向上に努める生徒
- (5) めざす教職員像
  - 幅広い視野と確かな指導力をもった教職員
  - 保護者や地域の願いを受け止め共に歩む教職員
  - 人間性豊かで社会性を合わせ持つ信頼される教職員
- (6) 育む資質・能力
  - 1 問題発見・解決能力「生きて働く知識・技能の活用」
  - 2 現代的な諸課題に対応する力「思考力・判断力・表現力 未知の状況に対応する力」
  - 3 主体性、多様性、協働する力「学びに向かう力 人間性の涵養」

### 4. いじめの解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及び保護者への面談等により確認されること。

※なお、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

## 5. 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※いじめ防止対策推進法第28条第1項

## 第2章：いじめ防止の指導体制と組織

### 1. いじめ対策委員会の設置

- ①名称：「校内いじめ対策委員会（生徒支援委員会を兼ねる）」
- ②目的：基本方針策定、取組と対処
- ③事業内容：事実関係及び原因追及調査、対応  
生徒支援委員会を活用＋スクールカウンセラー・民生委員・人権擁護委員・PTA役員  
その他校長推薦（外部有識者・学識経験者・関係機関（警察・寄り添い支援員【SSW】  
弁護士・保護司）

### 2. スクールロイヤーの活用

必要だと判断されるときには生徒支援委員会で協議の上、校長から要請し、法的観点からの助言を受ける。調査の適正性や対応の妥当性を確保し、重大事態の判断、保護者対応、関係機関との連携において適切な対応方針を策定するための支援を行う。

### 3. 報告のライン（情報共有の原則）

いじめに関する情報を把握した教職員は、速やかに次の報告ラインに沿って報告を行うものとする。

学級担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

いずれの段階においても、情報を個人で抱え込むことなく、必ず関係者及び管理職と共有し、組織として対応することを原則とする。

なお、緊急性が高い場合や生徒の安全確保が最優先される場合には、学年主任・生徒指導主事・管理職へ同時並行で報告するなど、状況に応じた柔軟な対応を行う。

### 4. 時系列記録（記録・保存の原則）

いじめに関する対応に当たっては、事実関係及び対応状況を時系列で記録することを原則とする。

時系列記録には、次の事項を中心に、事実と判断・評価を区別して記載する。

- 発生日時・場所
- 生徒・保護者からの訴えや相談内容
- 教職員が把握した事実
- その時点で行った対応及び指示
- 保護者・関係機関との連絡状況
- 校内いじめ対策委員会での協議内容及び決定事項

記録は、校内いじめ対策委員会でも共有・管理し、対応の継続性及び検証可能性を確保する。

また、重大事態に発展した場合には、後の調査や説明責任に耐えうる資料として活用できるよう、適切に保存する。

## 第3章：未然防止および早期発見

### 1. 未然防止

#### ①いじめについての共通理解

- ・いじめの特性や背景、具体的な指導方法を校内研修や職員会議で周知し、教職員全体の共通理解を図る。
- ・校長や教職員が全校集会や学級活動で「いじめは許されない」という認識を広め、学校全体で意識を共有する。
- ・いじめの具体例を掲示し、生徒と教職員で認識を共有する。

#### ②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・道徳教育や人権教育を充実させ、読書や体験活動を通じて社会性や共感力を育む。
- ・他者との意見の違いを調整する力や、自分の言動が周囲に与える影響を判断する能力を養う。

#### ③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・学習や人間関係のストレスがいじめの背景にあるため、一人ひとりを大切にしたい授業づくりや活躍できる集団づくりを進める。
- ・ストレス解消や相談方法を教え、適切に対処できる力を育む。
- ・教職員の言動に注意し、「いじめられる側にも問題がある」という認識を排除する。

#### ④自己肯定感や自己有用感を育む

- ・生徒が「認められている」「役立っている」と感じられる承認機会を提供し、認め勇気づける支援を通して自己有用感を育てる。
- ・家庭や地域と連携し、生徒の居場所づくり等、安全・安心に過ごせる環境を整える。

#### ⑤生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- ・生徒がいじめの問題について主体的に学び、未然防止に向けた取り組みを促す。
- ・人権尊重の意識を深め、いじめの深刻さを学ぶ機会を設ける。
- ・生徒会活動が充実した取り組みになるよう、教職員はサポート役に徹する。

### 2. 早期発見

#### ① 基本的考え方

- ・いじめは大人の目につきにくい形で行われることが多いため、小さな兆候にも注意を払い、疑いがあれば早期に複数の教職員で対応する。
- ・生徒との信頼関係を築き、小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・SNS 上のいじめや特定のグループ内のいじめも見逃しやすいため、特に注意する。

#### ② いじめの早期発見のための措置

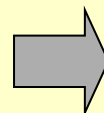
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を通じて、いじめの実態を把握し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・保護者との連携を強化し、いじめチェックシートなどを活用して見守り体制を構築する。
- ・休み時間や放課後の様子観察、個人ノートや生活ノート、個人面談や家庭訪問を活用して、生徒の交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員間で情報を共有し、迅速かつ適切に対応する体制を整える。

#### いじめに関わる情報収集・実態の把握

- 1 教師が豊かな感性で日頃から児童生徒理解、観察に努める。
- 2 児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

#### <いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 1 生活実態調査（いじめアンケート調査等）
- 2 個人面談・保護者面談・HP での情報提供
- 3 日常的な観察
- 4 生活点検表（生活日記）
- 5 心理テスト 等

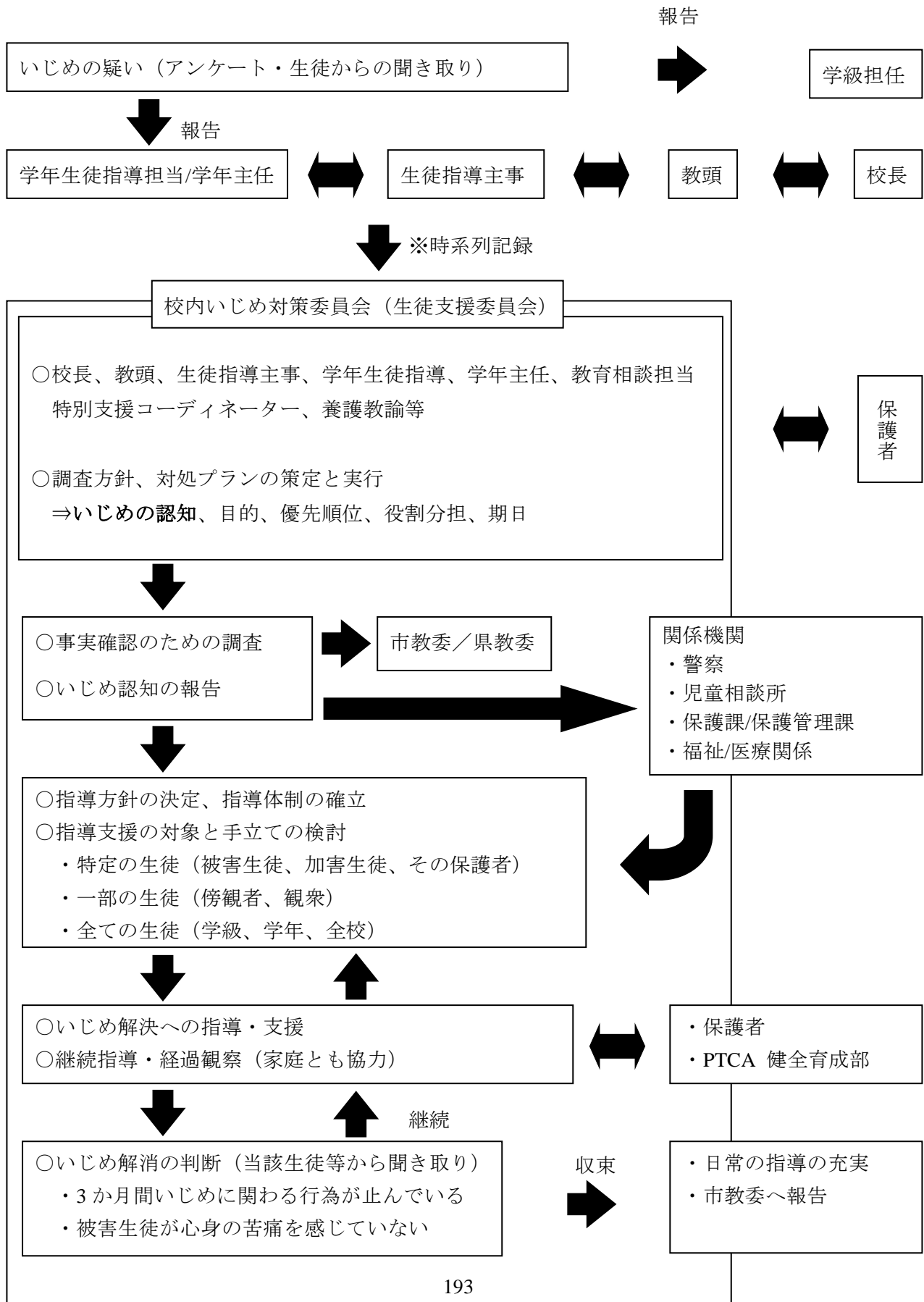


迅速かつ  
組織的に  
対応

## 第4章：いじめ事案への組織的対応

### 1. いじめ対応の流れ（フローチャート図）

本校におけるいじめ事案への対応は、原則として次の流れに沿って組織的に行う。



## 2. 適切な対応の考え方と手順

### ① 基本的な考え方

- ・問題を特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的対応。被害生徒を守りつつ、加害生徒への指導は社会性や人格成長を重視。
- ・教職員全員で理解を共有し、保護者や関係機関と連携して対応する。

### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・行為をその場で止め、被害生徒の安全を確保。情報を組織に速やかに共有し、関係生徒から事情を聞き取り、事実確認を行う。
- ・必要時は警察と連携し迅速に対応する。

### ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・被害生徒を守り、自尊感情を高める支援を実施。プライバシーに配慮しつつ、安全な学習環境を提供する。
- ・専門家の協力を得て、継続的な支援を行う。

### ④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・加害生徒には行為の責任を理解させ、再発防止を徹底。保護者と連携して指導を進める。
- ・背景にある問題にも配慮し、教育的指導を行う。

### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒にも意識を変える指導を行い、いじめ未然防止への意識を育む。集団全体の関係修復を目指す。

## 3. ネット上でのいじめへの対応

- ・不適切な書き込みは速やかに削除し、必要に応じて警察や法務局と連携。
- ・ネットパトロールを通じて早期発見に努めるとともに、情報モラル教育を推進し、保護者にも理解を求める。

### 【人権関係相談機関】（インターネット人権相談受付窓口）

相談機関	連絡先
那覇地方法務局 人権擁護課	098-854-1215
親子電話相談	098-869-8753
沖縄中央児童相談所	098-886-2900
沖縄県女性相談所	098-854-1172
沖縄県男女共同参画センターていする相談室	098-868-4010
全国共通ナビダイヤル「みんなの人権110番」	0570-003-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810
那覇地方法務局子どもの人権110番（子どもの人権に関する相談）	0120-007-110

### ○インターネット上の削除依頼です。時間の経過とともに、拡散していきます。動画、書き込み、写真等の削除はとにかく早急に対応すること。

#### 1. 書き込みの保存・記録

- ・発見日時、動画、写真等、書き込み発見経緯
- ・ウェブページアドレス（URL）の記録
- ・ウェブページ印刷、ファイルの保存。携帯電話、スマホのスクショ、印刷が困難な場合はデジタルカメラ等で記録

動画・書き込み・  
写真等の発見

#### 2. 削除依頼（掲示板管理者、ブログの作成者等）

削除完了

- ・「掲示板管理者」等の連絡先を探して削除依頼
- ※掲示板管理者が削除しない、または、連絡先がわからない

#### 3. 削除完了（サイト管理者、サービス提供者）

削除完了

- ・「掲示板管理者」等の連絡先を探して削除依頼
- ※掲示板管理者が削除しない、または、連絡先がわからない

#### 4. 削除依頼（プロバイダを探して削除依頼）

削除完了

- ・「プロバイダ」の連絡先を探して削除依頼

※削除依頼助言については、「那覇地方法務局人権擁護課」でも行っています。

## 第5章：重大事態および緊急事態への対応

### 1. 重大事態の発生と対応

#### ①危機対応の3段階

- ア) 事前対応 危機を未然に防ぐための予防策を講じる。
- イ) 発生時対応 被害を最小限に抑え、安全な状態に早期回復するための緊急対応。
- ウ) 事後対応 二次被害防止、危機再発防止、危機体験を活かした教育活動。

#### ②危機レベルの判断について

- ア) 個人レベルの危機：教師・保護者・専門家による個別支援。
- イ) 学校レベルの危機：学校全体の協力体制のもとでの危機対応を講ずる必要がある。
- ウ) 地域社会レベルの危機：外部支援機関と連携し、対応を要請する。

#### ③危機対応の目的

- ア) 生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること
- イ) 迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の日常の機能を保つこと
- ウ) 学校・教職員と生徒・保護者・地域社会等の信頼関係の向上を図ること
- エ) 危機の体験から学んだ貴重な教訓を学校教育へ積極的に生かすこと

#### ④学校危機対応のポイント

- ア) 迅速かつ的確な初動対応
- イ) 指揮系統の明確化
- ウ) 情報集約・情報管理の徹底
- エ) 情報の共有と役割分担の明確化
- オ) 保護者・関係機関等との密接な連携

#### ⑤学校危機・トラブルの誘因や原因

- ア) 教職員による不適切な発言や文書
- イ) 担任や部活動顧問による問題の抱え込み
- ウ) 初動対応の遅れ
- エ) 特別指導のあり方
- オ) 保護者との話し合いや対応

### 2. 危機対応のチーム（クライシス・レスポンス・チーム）CRT

- ア) 編成：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭など、その場に応じて編成。
- イ) 訓練：いろいろな事例を想定しながら、定期的な模擬訓練を実施し、役割を柔軟に担える体制を整備。

#### ◆危機対応チーム役割

##### ①【代表】

- ・会議の統括とメンバーへの理論的サポート
- ・文書・報道準備、教職員の健康管理
- ・教育委員会との連携、メディア対応（唯一の窓口）

##### ②【記録・調整】

- ・代表の補佐と校内情報の把握
- ・連絡体制の整備、決定事項の記録
- ・授業調整と保護者への連絡
- ・支援要請

##### ③【現場指揮】

- ・生徒の動向調整、避難計画の作成
- ・総指揮
- ・教職員サポート
- ・予防策と解決方法の検討、外部機関（警察等）との連携

##### ④【連絡調整】

- ・電話連絡網の整備と即時使用
- ・生徒安全の確認、保護者（個別）との連絡
- ・教室での心のケア

##### ⑤【ケア】

- ・生徒状況の把握、被害者の救急・心のケア
- ・外部医療・精神保健機関との連携
- ・二次被害防止の助言、カウンセリングの範囲判断

##### ⑥【事務】

- ・教職員間の連絡補助と臨機応変な対応

### 3. 自殺予防および不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

#### 緊急対応（自殺の企図）・重大事態対応フロー図

##### 自殺のサインと対応

##### 自殺の心理

- ひどい孤立感…「居場所がない」、「誰も自分のことを助けてくれない」。人は「孤独」には耐えられるが「孤立」には耐えられない 等。
- 無価値感…「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」 等。
- 強い怒り…自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- 思い込み…自分が今抱えている苦しみが永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- 心理的視野狭窄…自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

##### 要因、背景の理解

##### 自殺直前のサイン

- 自殺のほのめかし、自殺計画の具体化。
- 自傷行為。
- 行動、性格、身なりの突然の変化。
- けがを繰り返す傾向。
- アルコールや薬物の乱用。
- 重要な人の最近の自殺。
- 最近の喪失体験。
- 別れの用意（整理整頓、大切なものをあげる 等）。
- 家出や放浪をする。
- これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- 物事に集中できなくなる。
- いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- 成績が急に落ちる。
- 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- 投げやりな態度が目立つ。
- 身だしなみを気にしなくなる。
- 不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調 を訴える。
- 自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- 学校に通わなくなる。
- ひきこもりがちになる。

SOSのサイン  
に気づく

総合的に判断する  
ことが重要

##### 真剣に、精一杯関わる

##### 対応の原則・留意点

- 児童生徒の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- 児童生徒の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- 安易に励ましたり、叱ったりしない。
- 言葉に出して心配していることを伝える。→「死にたいくらいに辛いことがあるんだね」「とってもあなたのことが心配だ」
- 率直に尋ねる。→「どんな時にそう思うの？」
- 絶望的な気持ちを傾聴する。→そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする。
- 安全を確保する。→当該児童生徒一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求めるようにする。
- 一人で抱え込まない。→組織的に対応する
- スクールカウンセラー等、専門家との連携を図る。
- 急に児童生徒との関係を切らない。→継続して関わられるような配慮。

##### 児童生徒に必要な自殺予防の知識

- ひどく落ち込んだときには相談する。→相談できることはすばらしい能力であることを伝える。
- 友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ。
- 自殺予防のための関係機関（相談機関や医療機関）について知っておく。

## 第6章：年間計画と外部連携

### 1. 指導計画

・年間指導計画と評価（P D C Aサイクル）

月	取り組み内容	評価
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式、PTA 懇談会等で「基本方針」の説明</li> <li>・職員研修の実施（「方針」の共通理解）・SNSトラブル防止教室</li> <li>・いじめ防止啓発月間【令和8年4月20日～5月22日】</li> <li>・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> </ul>	中1ギャップ対策検討
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・教育相談週間の実施・薬物乱用防止教室・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> </ul>	アンケート 集計・対策検討
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> </ul>	アンケート 集計・対策検討
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・三者面談</li> <li>・学校評価アンケート</li> <li>・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> </ul>	アンケート 集計・対策検討
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ未然防止・対策委員会」の夏休み前までの取り組みの振り返り</li> <li>・教育相談週間の実施・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> <li>・いじめ防止強化月間【令和8年8月17日～9月25日】</li> </ul>	一学期前半 課題検討対策
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> </ul>	アンケート 集計・対策検討
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・少年犯罪防止教室</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> </ul>	二学期へ向け対策 検討
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> </ul>	アンケート 集計・対策検討
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・三者面談</li> <li>・学校評価アンケート</li> <li>・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> <li>・冬服調整期間</li> </ul>	保護者用学校ア ンケート結果検討
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> <li>・次年度に向けての改善アンケート（職員向け）</li> <li>・次年度に向けて、校則の見直し（生徒会との連携）</li> </ul>	アンケート 集計・対策検討
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> </ul>	アンケート 集計・対策検討
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・生徒支援委員会（毎週火曜）</li> <li>・次年度への引き継ぎ</li> <li>・小中情報交換会</li> </ul>	アンケート 集計・対策検討

### 2. P T A及び関係機関等との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、P T A、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 3. チェックリスト（学校用・生徒用・保護者用・教職員間の共通理解／情報連携）

※下記のチェックリストを活用し、対応する

#### 【学校用】学校におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしたりよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

#### 【生徒用】いじめに関する自己チェックリスト

☆いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるシート

次の項目について、「A：よくあてはまる B：少しあてはまる C：あまりあてはまらない D：まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- 1 ほかの子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。  
( A - B - C - D )
- 2 ほかの子が間違いをするとおもしろい。  
( A - B - C - D )
- 3 ほかの子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかつたりする。  
( A - B - C - D )
- 4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒くさい。  
( A - B - C - D )
- 5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。  
( A - B - C - D )
- 6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。  
( A - B - C - D )
- 7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。  
( A - B - C - D )
- 8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいになりたい。  
( A - B - C - D )
- 9 係活動や清掃などで、嫌な仕事はほかの子にやってもらいたい。  
( A - B - C - D )
- 10 遊びや罰ゲームで、ほかの子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。  
( A - B - C - D )

**【保護者用】家庭におけるいじめ発見のためのチェックリスト**

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに關心を持つ。

**【教職員間の共通理解・情報連携】教職員間のチェックリスト**

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒支援委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。

